

## 会 議 記 録 (案)

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	令和2年度第1回埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会	
開催日時	令和2年6月25日(木) 午前9時00分～午前10時40分	
開催場所	吉川市役所 304, 305会議室	
出席者 ※会長◎ 副会長○	<p>(1) 出席委員(19名)</p> <p>◎真鍋 陸太郎 ○山崎 純子</p> <p>堀切 和代 齋藤 秀子 野田 妙子</p> <p>牧田 悦子 櫛渕 由美子 鈴木 和子</p> <p>小川 幸一 青木 宏之 下田 佳代子</p> <p>伊藤 太佳博(代理 小林 智貴)</p> <p>田中 真殊 藤倉 智弘 関 泰輔</p> <p>萩野 範之 高橋 憲司 初野 尚久</p> <p>相澤 くるみ</p> <p>(2) 欠席委員(1名)</p> <p>吉田 隆彦</p> <p>(3) 事務局(吉川市)</p> <p>こども福祉部部长 伴 茂樹</p> <p>こども福祉部地域福祉課長 山崎 純子</p> <p>こども福祉部地域福祉課 課長補佐 高尾 匡</p> <p>こども福祉部地域福祉課 主事 石田 貴寛</p> <p>こども福祉部地域福祉課 主事 豊田 彩佳</p>	
次回開催予定日	令和2年10月初旬	
問い合わせ先	<p>吉川市こども福祉部地域福祉課 地域福祉係 豊田</p> <p>電話: 048-982-9548 (内線1539)</p> <p>メール: chiiki-fukushi@city.yoshikawa.lg.jp</p>	
会議記録	要約筆記	埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会の会議及び 会議記録の公開に関する取扱要領第5条第2項第3号
内容	別紙、会議録のとおり	

## 1 開 会（9：00～）

埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置規約第8条第2項の規定では、会議は委員の半数以上の出席で成立する。委員総数20名のうち19名が出席しているので、会議が成立することを報告。

## 2 あいさつ

吉川市こども福祉部長 伴 茂樹より開会のあいさつ  
第1回協議会のため、各委員から自己紹介。続けて、事務局職員紹介。

## 3 議事

### （1）会長及び副会長の選任について

#### ・ 質疑等(要旨)

【司 会】会長の選任まで、吉川市こども福祉部部長が仮議長として議事を進行したが、いかがか。

【委 員】了承。

【仮 議 長】議事（1）会長及び副会長の選任について、事務局へ説明を要求。

【事 務 局】設置規約第6条第2項の規定により、委員の互選によって会長を選出することとなっている。

【仮 議 長】会長の職に自薦・他薦はあるか。

【初野委員】昨年度も会長職を担っていた、真鍋委員を推薦。

【仮 議 長】真鍋委員を会長としてよろしいか。

【委員一同】了承。

【仮 議 長】真鍋委員の意向確認。

【真鍋委員】了承。

【仮議長】 それでは、会長は真鍋委員とする。  
会長が選任されたため、仮議長の職をおり、設置規約第6条第3項の規定に基づき、以降は会長が議長として進行する。

【司 会】 （真鍋委員、会長席へ移動後）設置規約第6条第4項の規定により、副会長は会長が指名することとなっている。真鍋会長に副会長を指名いただきたい。

【真鍋会長】 主宰市の山崎委員を指名。

【山崎委員】 了承。

【司 会】 （山崎委員、副会長席へ移動後）会長へあいさつを依頼。

【真鍋会長】 昨今のコロナウイルスの影響で公共交通、移動の在り方が変わってくると考えられる。その中で、公共交通が利用しづらい方々の移動手段を考えると福祉有償運送の重要性がますます高くなる。今後もそのような方々のための移動を支えていきたい。

## (2) 地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断について

### ・質疑等(要旨)

【真鍋会長】 事務局に対し移動制約者等と福祉有償運送の必要性について、説明を要求。

【事務局】 別紙の資料1に基づき説明。8市町へ事前に照会したところ全市町から必要との回答があった。8市町の意見を踏まえ、必要性の判断をお願いしたい。

【真鍋会長】 資料1に基づき説明。各市町からあげられた判断の根拠となる数値や意見をふまえると、やはり今年度もこれまでどおり、福祉有償が必要だと判断して良いと思われるが、出席委員にも意見を伺いたい。

【委 員】 （意見なし）

【真鍋会長】 特に意見がないようであれば、令和2年度の埼玉南地区における福祉有償を必要と判断してよいか。

【委員一同】 了承。

### (3) 令和元年度会計報告及び令和2年度予算(案)について

#### ・質疑等(要旨)

【真鍋会長】 事務局に対し令和元年度会計報告及び令和2年度予算(案)について説明を要求。

【事務局】 次第についている資料2～4ページに基づき説明。

【真鍋会長】 本日配布された今年度の会議スケジュールをみると予算上、開催は3回となっているが、更新団体が多いため4回の開催も考えられる。そのこともふまえて去年度の決算、今年度の予算(案)についてご意見ご質問はあるか。

【青木委員】 今年度の予算案について、収入と収支が一致していない。

【事務局】 支出の役務費が10円ずれているため、直ちに修正させていただく。

【真鍋会長】 その他、予算に関する質問等はあるか。

【委員】 (意見なし)

【真鍋会長】 それでは、先ほどの指摘を修正してもらい、今年度の予算案については了承してよいか。

【委員一同】 了承

### (4) 新規登録申請について(1団体)

#### ・質疑等(要旨)

【真鍋会長】 今回の新規登録申請は1団体である。新規登録申請のあった特定非営利活動法人一生会 トライハートの方に入場いただく。

～事業者(特定非営利活動法人一生会 トライハート)入室～

【真鍋会長】 担当市町の越谷市へ概要説明を要求。

【越谷市】 資料2に基づき概要説明。差替資料と追加資料についても報告。

【真鍋会長】 どのような場面で福祉有償運送を使おうとしているのか、簡単な説明を求める。

【事業者】 主な活動場所は、越谷市。病院への搬送など会員の自宅から目的地までの使用を想定している。

【真鍋会長】 基本的には越谷市内の病院や施設と自宅の移動に使用するという事によろしいか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 今回の申請では、生活サポート事業の中で行うという申請を受けているが、生活サポート事業には上限がある。その上限は超えることがないということによろしいか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 委員へ質問を求める

【青木委員】 いくつかあるので順に列挙していく。  
・P4 の名称の記載がトライハートになっているが、ここは事業所名ではなく団体名である特定非営利活動法人 一生会となる。  
・住所の記載も登記簿上と異なっているため一致するようにする。  
・活動の区域は越谷市と松伏町が記載されているが、会員の住所を見ると、さいたま市、松伏町と越谷市の会員がいない。新規団体の場合、登録区域は対象となる区域に住所がある会員がいる場合に区域の登録をしている。ただし、区域の設定については協議会判断になるため、協議にかけたい。  
・P5 の旅客の範囲と会員名簿の登録状況が一致していない。  
合計の記載も漏れている、合計数の3(人)を記載。  
あわせて名称の記載は、特定非営利活動法人一生会となる。  
・P11 の契約書は持込車両を使用する場合のみ提出のため今回は不要。  
・P28～29 の車両任意保険証の証券番号が不鮮明。再提出を求める。  
・対価の設定について、生活サポート事業の場合 30 分以内 475 円となっているが、生活サポート事業以外の設定もあるのか。この記述では生活サポート外の有無が判断できない。

【真鍋会長】 それでは、ひとつずつ確認していく。  
名称については青木委員からの指摘があったとおりに修正。  
次に区域について、会員については現状さいたま市が1名、2名が松伏町となっている。区域の設定では発地と着地となる場所を記述してもらっている。実際のところはどうか。

【事業者】 事業所が越谷市にあり、そこから事業を行っている。これから越谷市の利用者も増えていく想定である。

- 【真鍋会長】 さいたま市の方はどうなのか。
- 【事業者】 施設から施設の移動が主な利用になることを想定している。
- 【真鍋会長】 確認だが、自宅からさいたま市の施設など、発着がさいたま市内で完結してしまうことはあるのか。
- 【事業者】 その予定はない。
- 【真鍋会長】 必ずさいたま市から越谷市を発着地とするということによいか。
- 【事業者】 はい。
- 【真鍋会長】 常に越谷市が関連してくるのであれば、運送の区域から松伏町は削除してもかまわない。
- 【事業者】 了承。
- 【真鍋会長】 さいたま市は埼玉南地区の区域外ではあるが、発着に越谷市が関わるのであれば埼玉北地区に対して区域の拡大を申請する必要はない。
- 【事業者】 了承。
- 【真鍋会長】 青木委員よろしいか。
- 【青木委員】 会員には、松伏町の方がいるが、松伏町内でサービスが完結する、松伏から越谷市以外の施設へ移送することはないのか。
- 【事業者】 今のところその予定はない。
- 【青木委員】 越谷市の施設のみの利用ということによろしいか。
- 【事業者】 はい。
- 【真鍋会長】 それでは、区域の範囲から松伏町を削除していただき、今後、事業所以外の移送があるのであればその都度、変更申請をしていただきたい。
- 【事業所】 了承。
- 【真鍋会長】 次に、旅客の範囲について、P26 の身体状況等の会員数には身体障害の区分に記載があるが、P25 の名簿には会員の輸送理由はすべて(二)のその他となっている。実際はどうなのか。

- 【事業者】 実際は、身体障害の区分の方が1名いる。
- 【真鍋会長】 では、P25の会員のうち、(イ)に当たる方に○をつけていただきたい。
- 【事業者】 修正させていただく。
- 【真鍋会長】 関連してP5の6にも(イ)に○をつけていただきたい。  
その他、保険証の証券番号がわかるものの提出をしていただきたい。  
対価の記載について、生活サポート事業については補助金が出るため、その旨がわかる記載の仕方を事前に依頼をさせていただいた。今回の書類については、30分以内475円(うち補助金対応475円)との記載をお願いしたい。併せて生活サポート事業のみを行うという記載もお願いしたい。
- 【事業所】 了承。修正して再提出させていただく。
- 【真鍋会長】 対価の記載については、担当市である越谷市と相談して行ってほしい。
- 【真鍋会長】 青木委員よろしいか。
- 【青木委員】 書類の記載について、運送者の名称には法人名を記載すること。事業所名を記入するのではない。
- 【真鍋会長】 運送者の名称には特定非営利活動法人一生会、事務所については、トライハートの記述をすること。
- 【事業所】 修正させていただく。
- 【真鍋会長】 委員に質問を求める。
- 【委員】 (意見なし)
- 【真鍋会長】 意見がないようなので、これで協議が整ったと判断し、新規団体なので最後に活動にするにあたっていくつか依頼をさせていただく。運送するにあたっては運送の手引きを確認し、活動記録などを作成していただきたい。利用者に対しては、わかりやすいパンフレットなどを作成し明確に料金表の提示をお願いする。

～事業者（特定非営利活動法人一生会 トライハート）退室～

(5) 更新登録申請について (2団体)

## ・質疑等(要旨)

- 【真鍋会長】 更新登録申請のあった特定非営利活動法人 あいの方に入場いただく。  
～事業者（特定非営利活動法人 あい）入室～
- 【真鍋会長】 担当市の蓮田市へ概要説明を要求。
- 【蓮田市】 資料3に基づき概要説明
- 【真鍋会長】 今回は変更申請が提出されていないので、事業内容に変更がないということによろしいか。
- 【事業者】 はい。
- 【真鍋会長】 普段、どのような場面で福祉有償運送を行っているのか、簡単な説明を求める。
- 【事業者】 生活サポート事業で行っている。主に学校への移送。年に数十回程度の活動。
- 【真鍋会長】 今回提出していただいた安全な運転のための活動記録について、安全運転と記載があるが、今後は具体的に朝の混雑状況をふまえて運転を行うなどの具体的な指示を内容の記載をお願いしたい。  
また、乗務記録の時間の記載について、30分単位など切のよい数字で書かれているが正確な時間の記載をお願いしている。乗務距離の欄に時間の記載があるが、こちらには、正確な距離の記載をお願いしたい。管理上時間についても別途把握をお願いする。差し替えの資料について対価の記載の欄に補助金額を入れた900円と記載があるが、利用者の負担額と事業者が補助金額でもらっている額がわかるように475円(うち補助金475円)といった記載をしていただきたい。私からは以上である。質問を求める。
- 【青木委員】 運送の区域に関して、会員名簿内には在住者がいない桶川市が区域に入っている。現行、桶川市の会員はいないということによろしいか。桶川市は埼玉南地区ではないが、会員がいないのであれば、区域として設定しておく必要はないと考える。区域を縮小するのか。
- 【事業者】 以前に、桶川市の地区である埼玉北地区で区域の拡大を行っている。
- 【青木委員】 桶川市が設定されている理由として、以前は桶川市に利用者がいたということによいか。
- 【事業者】 2年ほど前にいた。



- 【青木委員】 現在はいないのか。
- 【事業者】 現在1名いるが、稼働していない。
- 【青木委員】 会員名簿には埼玉南地区の会員だけ記載がしてあるということでしょうか。
- 【事業者】 はい。
- 【青木委員】 了承した。会長からも先ほど指摘があったが、確認表などは正確に記載していただくようお願いしたい。乗務距離については全く記載が見受けられないが、どのように把握しているのか。
- 【事業者】 日報を別でつけている。
- 【青木委員】 二重管理はやめて乗務記録に記載すること。
- 【事業者】 了承した。
- 【青木委員】 安全運転の指示について、会長もおっしゃっていたが、ここには天気や道路状況をふまえた運転者への細かな指示を記載していただきたい。
- 【事業者】 了承した。
- 【青木委員】 更新団体なので、更新期間までの2年間で重大事故や利用者からの苦情はあったのか。
- 【事業者】 どちらもない。
- 【真鍋会長】 今日つけてもらっている名簿には区域外の上尾市の会員の記載があるが、それは当該地区の蓮田市の施設を利用するため記載したということでしょうか。
- 【事業者】 そのように解釈していた。今後は地区内の会員のみ記載した方がよいのか。
- 【真鍋会長】 それはどちらでもかまわない。ただ今回桶川市の会員のみ抜けていたので統一してほしい。
- 【事業者】 桶川市の会員については記載の漏れがあった。修正させていただく。
- 【真鍋会長】 (意見を求める)

【委員】 意見なし。

【真鍋会長】 (事業者に対して)何か意見はあるか。

【事業者】 特にない。

【真鍋会長】 運送の対価について、埼葛南地区のガイドラインでは、利用者の負担額だけでなく補助金の額も記載してもらっているようにしているので、修正して再度提出をお願いしたい。その他の修正はないように思うが、いかがか。

【委員】 一同了承。

【真鍋会長】 それでは、修正資料の提出をもって協議が整ったこととさせていただきます。

～事業者（特定非営利活動法人 あい）退室～

【真鍋会長】 続いて、更新登録申請のあった特定非営利活動法人 Pal の方に入場いただく。

～事業者（特定非営利活動法人 Pal）入室～

【真鍋会長】 担当市の春日部市へ概要説明を要求。

【春日部市】 資料3に基づき説明。

【真鍋会長】 変更申請は出されていないので、活動内容に変更はないということによろしいか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 提出された乗務記録について、月ごとにまとめられているが日付の記載がないためわかりづらい。本来、乗務記録はその日ごとに記載をしてもらう。もし活動が少ない場合は今回のように月ごとにまとめてもかまわないが必ず日付の記載をお願いしたい。運送の開始時間も30分単位など切のよい数字になっているが正確な時間を記載してほしい。また運送の対価について提出された申請用紙には60分以内950円と記載があるが利用者へ呈示している参考資料の料金表には30分以内475円と記載されている。先ほどの申請用紙にも30分あたりの料金の

記載がある。実際には30分単位で料金を設定して活動を行っているということによろしいか。

【事業者】 その通りである。

【真鍋会長】 たとえば、1時間20分の利用があった場合、請求は2時間もしくは1時間30分どちらで行うのか。

【事業者】 1時間20分という支援はなく30分単位で支援を行っているため料金については1時間30分で請求する。

【真鍋会長】 1900円ではなく1時間30分の料金設定があるということによろしいか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 前回の更新内容が確認できないのでなんとも言えないが、対価の変更申請が必要になるかどうか後ほど委員へ確認したい。また、生活サポート事業の補助金をもらっている場合は、その補助金額も記載していただきたい。  
私としては、変更申請なしで、今回の申請用紙の料金設定額を修正してもらえればよいと考えるが、委員の方々いかがするか。

【青木委員】 利用料金一覧について記載内容については過去の申請に基づいていると思うが、475円の設定はこちらにはない。また備考欄に生活サポート事業のみで行う、150時間を超えた場合は1時間1600円の記載があり、今回の申請内容と一致していない。対価の設定については1時間あたり950円を30分で割って475円と設定しているだけだと思うので今回の協議会の中で認めてもいいと思うが、対価を変えたという申請は残しておいた方がよい。対価の変更の場合、県に書類の提出がなされないため事務局のみの把握となってしまう。書類が残らないといつ変更したのかわからない。生活サポート外の1600円の料金設定も今回の申請から抜け落ちている。実際に適用したことがあるのか。

【事業者】 今のところない。

【青木委員】 今後どうするのか。記載があるということは以前に申請したということ。勝手に消されては困る。なくすのであれば、協議会に諮らなければならない。

【真鍋会長】 先ほどの対価の変更については書類として記録を残すということだったので対価の変更申請とあわせて今回の変更も出していただければ、次回来てもらう必要はないが、いかがするか。

- 【事業者】 10年以上活動をしているが生活サポート外の料金設定の需要がないのであわせて削除させていただく。
- 【真鍋会長】 それでは、1時間あたり950円から30分あたり475円の対価の変更とあわせて生活サポート外1600円の記載も削除していただくように。変更申請の場合、これまでどうだったのか、どう変えたのかを記載しなければならないので、前回の申請書類を確認して書類を作成していただきたい。もし、なければ担当市の春日部市に確認していただきたい。先に協議に入ってしまったが、今回の更新までに重大事故や苦情などについて報告していただきたい。
- 【事業者】 交通事故も苦情もなし。
- 【真鍋会長】 そのほか意見はあるか。
- 【小林委員代理】 車検証を見ると、所有者が株式会社Palになっていて、任意保険証の契約者についても株式会社Palになっている。これは特定非営利活動法人Palと別団体と思うが問題ないのか。自家用自動車提供に関する契約書が必要なのではないか。
- 【事業者】 使用者についてはNPO法人Palなので、前回の申請時も指摘されたが問題ないとされている。
- 【青木委員】 補足させていただくが、車検証の使用者がNPO法人Palであれば車検証上の使用者としては問題ない。今回言っているのは、保険の契約者と車の使用が異なるため、事故などがおきた時、保険が適用されるのかということ。  
実際には、団体と株式会社で取り決め事項がされているかと思うが、その取り決めがされているという内容がわかる書面の提出が必要。
- 【真鍋会長】 これについては、保険会社にも保険が適用されるか確認してほしい。その上で、書面の提出もお願いしたい。
- 【真鍋会長】 他に意見はあるか。
- 【青木委員】 運送の区域について、登録区域の春日部市外である杉戸町の会員がいるが、これは、春日部市の施設等の送迎に利用しているから杉戸町を区域として設定していないということではよろしいか。
- 【事業所】 春日部市の支援学校への移送に利用している。

【青木委員】 杉戸町は埼葛北の区域であるが、春日部市を必ず発着地とするため申請していないということによろしいか。

【事業所】 はい。

【真鍋会長】 それ以外についてはよろしいか。  
それでは、料金の変更申請をはじめに出してもらい、その後に修正内容を反映した更新申請の書類の提出をお願いしたい。書き方については、春日部市と相談しながら記載していただきたい。乗務記録の書き方については正確な数値の記載をお願いし、保険証の内容の確認もお願いする。以上の書類等を提出していただき、私と事務局での確認後に協議を整えてよろしいか。

【委 員】 一同了承。

～事業者（特定非営利活動法人 Pal）退室～

#### （7）令和元年度下半期実績報告について

##### ・質疑等(要旨)

【真鍋会長】 令和元年度下半期実績報告について事務局へ説明を要求

【事務局】 別紙の資料5に基づき説明。埼葛南地区の登録29団体から実績の提出をいただいている。内容については、資料にお示しのとおりとなっている。

5団体が輸送実績なしとの報告を受けている。また、当協議会における実績報告資料については、平成27年度の協議会において合意をいただいているので、一覧表のみを配布している。  
説明は以上。

【真鍋会長】 24番のbelieveについては、抹消は5月20日によろしいか。

【事務局】 業務停止が3月末、報告が5月に来ている。

【真鍋会長】 昨年度末に登録を抹消したWaleaについて、業務停止までかなりの実績があったが、事業を停止したことでなにか影響を受けたか、担当市の草加市にお伺いしたい。

【藤倉医院】 特に話は聞いていない。

【青木委員】 資料を見る限り、活動をやめた団体が多いが、コロナなどの影響もあるのか。もし担当市で理由などを知っていたらお伺いしたい。

【真鍋会長】 蓮田市はどうか。

【初野委員】 理由については特に聞いていないため断定的なことは言えないが、利用者の減少などが考えられる。

【真鍋会長】 believe については利用者が減少したからと聞いている。同じく草加市の事業所であるめだかについてはどうか。

【藤倉委員】 同じく利用者の減少による。

【真鍋会長】 春日部福祉会についてはどうか。

【田中委員】 運転手の確保が難しくなったためと聞いている。

【真鍋会長】 コロナなどの影響については、次回の会議時に反映されている可能性があるため今後、注意してみたい。

【真鍋会長】 ほかに意見はあるか。

#### (8) 変更報告について

##### ・質疑等(要旨)

【真鍋会長】 軽微な変更について事務局に説明を求める。

【事務局】 資料6（変更報告一覧表）に基づいて説明。変更については一覧表のとおり11団体から。

【真鍋会長】 質問を求める。

【委員】 特になし。

#### 4 その他

【事務局】 次第4その他について、今年度更新団体が多くなっている。ガイドラインや手引きを参考に担当市町には提出書類の確認をしていただきたい。

【青木委員】 更新団体について、乗務記録等の時間や距離数、安全運転のための指示などの記載事項に関する不備に関して同様の指摘が多くみられる。担当市町については誤りがわかった時点で指摘し、福祉有償のルールに関してよく説明をしていただいたうえで修正した資料を提出していただきたい。

【真鍋会長】 団体から現物の写しを提出していただいているため、担当市町としても資料の修正は改ざんに当たる可能性があるため難しいかと思うので誤りが発見された時点で指導をお願いしたい。あとは、県から一斉に通知を出してもらうのも良いかと思う。その他の協議会ではどのように対応しているのか。

【青木委員】 協議会によってそれぞれ異なる。埼葛南と北は現物資料を確認。その他は、事務局が確認しているところもあれば、毎月運転者の講習を義務付けている地区などもある。それぞれのルールを定めて行っており、今回のような乗務記録などは担当市町が確認し、協議会には提出していないところも多い。

【真鍋会長】 書類での指摘も必要かと思うので、事務局で案の作成をお願いしたい。

【司会】 これにて令和2年度第1回埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会を閉会とする。  
資料について、事務局から説明があった通り、行政職員以外の方については、机の上に置いたまま退席を求める。

## 5 閉 会（10：40）